

令和5年11月17日
共 産 党

中絶に配偶者の同意を必要とする要件の廃止を求め
る意見書（案）

令和5年、厚生労働省は人工妊娠中絶のための飲み薬（経口薬）の製造販売を初めて承認した。経口中絶薬は医療面だけでなく、女性の自己決定の選択肢も広げるものであり、海外ではすでに広く使用され、WHOは安全な方法として推奨している。中絶を選ばざるを得ない女性の健康と、産まない権利を守るために承認が待たれていた医薬品であり、これを機にさらなる女性のリプロダクティブ・ヘルス&ライツの推進が必要である。

一方で、現行の母体保護法では、中絶には配偶者の同意を必要としており、国連女性差別撤廃委員会は本規定の撤廃を勧告している。現状においても、未婚や配偶者の暴力などで同意が得られない場合は不要とされているものの、同意を前提とすることは、女性にとって心理的・肉体的負担であることは明らかである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、女性の自己決定権を保障するため、母体保護法における中絶の配偶者同意要件を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛